

議 事 録

会議の名称	平成28年第10回本庄市農業委員会総会
開催日時	平成28年10月25日(火) 午後2時から 午後3時50分まで
開催場所	本庄市役所 大会議室
出・欠席者	別紙のとおり
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 第49号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 2 第50号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年) 3 第51号議案 農地法第4条の規定による許可申請について 4 第52号議案 農地法第5条の規定による許可申請について 5 第53号議案 本庄農業振興地域整備計画及び本庄農業振興地域の農業の振興に関する計画の変更について 6 報告第31号 農地法第3条の3の規定による届出について 7 報告第32号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について 8 報告第33号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
配付資料	<ol style="list-style-type: none"> 1 平成28年第10回本庄市農業委員会総会議案 2 本庄農業振興地域整備計画及び本庄農業振興地域の農業の振興に関する計画の変更について(別冊) 3 平成28年第10回総会 その他連絡事項 4 平成28年度農業者年金推進用加入対象者名簿 5 農業者年金パンフレット 6 平成28年度農業者年金加入推進活動記録簿 7 全国農業新聞リーフレット兼購読申込書 8 遊休農地一覧表
主 管 課	農業委員会事務局

会 議 の 経 過

発 言 者	発 言 内 容
事務局長	それでは、定刻になりましたので、ただ今より総会を始めさせていただきます。

	最初に、開会の言葉を清水会長代理にお願いいたします。
清水会長代理	只今から平成28年第10回本庄市農業委員会総会を開会いたします。
事務局長	ありがとうございました。 続きまして、田端会長より、ご挨拶をお願いします。
田端会長	みなさん、こんにちは。急に涼しくなりました。今朝、私の家では4度を下回り、日陰では水霜かなと心配しましたが、本庄地域では、6度だったみたいで、児玉地域とは違うなと感じました。明日は、最後の夏日で27度くらいになるそうです。それが過ぎると、いよいよ冬に向かって、寒くなるとの予報です。季節が変わっていきますが、体調に留意され、来月末の親睦旅行には、みなさんがそろって参加されますよう祈念申し上げまして、あいさつにいたします。本日は、よろしくをお願いいたします。
事務局長	ありがとうございました。 本日は、6番小川委員より欠席届が提出されておりますので、ご報告いたします。 次に、総会の定足数についてでございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない」と規定されております。本日の総会は、在任委員36名中35名の出席となっておりますので、総会が成立しておりますことをご報告いたします。 これより議事に入りますが、本庄市農業委員会総会会議規則第5条の規定により、会長は会議の議長となることになっておりますので、田端会長に議長をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。
議長	着座のまま失礼します。議事に入る前に本日の議事録署名委員及び会議書記の指名ですが、私から指名させていただくことにご異議ございませんか。 (異議なし、の声) 本日は、10番細野林之助委員と11番奥原委員に議事録署名委員をお願いいたします。また、会議書記は事務局職員の中村主査を指名いたします。 それでは、議事に入ります。 第49号議案農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。
事務局長	第49号議案を説明いたしますので、議案書1ページをご覧ください。 第49号議案農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第3条第1項の規定により、別紙

	<p>申請について処分したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農地法第3条の規定により、別紙の許可申請に係る処分の議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、2ページをご覧ください。申請件数は、3件でしたが、整理番号2の許可申請が取り下げになりましたので、2件となります。その内訳は、売買による所有権移転2件でございます。</p> <p>次に、農地の権利移動についての許可判断要件をご説明いたします。農地法第3条第2項に許可判断の要件が規定されておりまして、まず、全部効率利用要件で、農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うこと。次に、農作業常時従事要件で、農作業に常時従事すること。次に、下限面積要件で、本庄市では経営面積の合計が50a以上であること。次に、地域との調和要件で、周辺の農地利用に悪影響を与えないこと、となっております。農地の受け手がこれらすべての要件を満たしていないと許可できないこととなっております。以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、整理番号1から順に審議いたします。まず、整理番号1について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号1を説明いたします。2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、西五十子地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、俣田委員でございます。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われまます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号1につきまして、俣田委員より報告をお願いいたします。</p>
俣田委員	<p>7番俣田が報告いたします。渡人は、高齢でして、受人が数年前から申請地を借り受けて耕作しております。申請地を確認したところ、ブロックリーが作付けされておりました。受人は、農業を一所懸命しておりますので、問題がないと思います。みなさんの審議をよろしくお願ひします。</p>
議長	<p>整理番号1について、皆さまからご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>それでは、ご異議ございませんので許可といたします。</p>

	次に、整理番号3について、事務局より説明を求めます。
事務局長	<p>整理番号3を説明いたします。2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町上真下地内の田1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、林委員でございます。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われま。以上でございます。</p>
議長	整理番号3につきまして、林委員より報告をお願いいたします。
林委員	<p>18番林でございます。渡人受人ともに、調査いたしました。渡人は、会社勤めで以前から農業はいたしておりません。農機具も、所有しておりません。申請地を10年程前から受人に申請地を貸していたようです。受人は、米麦と路地野菜をやっております。渡人から申請地の売買について、話があったそうです。問題は、ありませんので、ご審議をよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号3について、皆さまからご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号3の許可申請について、許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>それでは、ご異議ございませんので許可といたします。</p> <p>次に、第50号議案農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第50号議案を説明いたしますので、3ページをご覧ください。第50号議案農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)をご説明申し上げます。本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙農用地利用集積計画を決定したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、別紙の農用地利用集積計画の決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>計画内容については、4ページと5ページをご覧ください。今回の申請件数は、8件です。田9筆、畑4筆の面積合計26,977㎡の利用権設定でございます。</p>

	<p>次に、農用地利用集積計画について説明します。農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て、市で公告しますが、決定の要件としては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定により、市で定めた基本構想に適合することが必要でございます。本庄市では、利用権の設定等を受ける者が備えるべき要件として、全ての農用地を効率的に耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること、その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者がいるものとされており、以上の要件を全て備えることと定めております。今回の農用地利用集積計画の内容は、これらの要件を全て満たしているものと思われま。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま、事務局より説明がありましたが、37番荻野委員につきましては、利用権の設定を受ける者として本人が議事対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参加できませんので、一時退席をお願いいたします。</p> <p>(荻野委員 退席)</p> <p>第50号議案について、皆さんからご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。第50号議案について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第50号議案については原案のとおり決定いたしました。</p> <p>事務局に申し上げます。荻野委員の復席をお願いいたします。</p> <p>(荻野委員 復席)</p> <p>次に、第51号議案農地法第4条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局より説明願います。</p>
<p>事務局長</p>	<p>第51号議案を説明いたしますので、6ページをご覧ください。第51号議案農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第4条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農地法第4条の規定により、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p>

	申請内容については、7ページをご覧ください。申請件数は、2件でございます。以上です。
議長	それでは、整理番号1から順に審議いたします。まず、整理番号1について、事務局より説明を求めます。
事務局長	<p>整理番号1を説明いたします。7ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、西富田地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。転用目的は、農家住宅拡張用地です。申請事由は、敷地拡張工事です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、杉田委員でございます。</p> <p>申請地は、8ページをご覧ください。4-1については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請人所有の第3種農地の転用によって代替できる場合は、転用できませんが、本申請人は、第3種農地を所有していませんので、許可相当になるものと思われま。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われま。以上でございます。</p>
議長	整理番号1について、杉田委員の報告をお願いいたします。
杉田委員	4番杉田です。4-1の図をご覧ください。西富田と今井の境界付近に位置しております。昨日、現地を確認しました。申請人宅を訪ねましたが、留守でした。西側隣地は、遊休農地でした。周辺は、最近、建売住宅での開発が盛んに行われていますので、この件については、特に問題はないと思います。みなさんの審議をよろしくをお願いいたします。
議長	<p>整理番号1について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請については、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	整理番号2を説明いたします。7ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。転用目的は、太陽光発電施設用地です。申請事由は、太陽光パネル設置工事です。用途地域は、準工業地域です。地区担当は、

	<p>武政委員でございます。</p> <p>申請地は、9ページをご覧ください。4-2については、準工業地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	整理番号2について、武政委員の報告をお願いいたします。
武政委員	19番武政が報告させていただきます。この場所は、以前の総会で審議したものなので、事務局から説明をお願いします。
中西補佐	7月総会で審議いただいた場所です。事業計画が変更になり、許可申請が取下げになりました。事業計画を組み直して、再度の申請となったものです。変更内容ですが、隣地の宅地を含めた計画から農地だけに太陽光パネルの設置工事をするという転用申請になりました。現況では、農地上に建物が存在しますが、建物解体の誓約書が提出されておりまして、本庄農林とも調整済みとなっているものです。
議長	<p>整理番号2について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号2の許可申請については、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、第52号議案農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第52号議案を説明いたしますので、10ページをご覧ください。第52号議案農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第5条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農地法第5条の規定により、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、11ページと12ページをご覧ください。申請件数は、整理番号1から10の10件でございます。以上です。</p>
議長	それでは、整理番号1から順に審議いたします。まず、整理番号1につ

	いて、事務局より説明を求めます。
事務局長	<p>整理番号1を説明いたします。11ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、仁手地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、井上会長代理でございます。</p> <p>申請地は、13ページをご覧ください。5-1については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請人所有の第3種農地の転用によって代替できる場合は、転用できませんが、本申請人は、第3種農地を所有していませんので、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	整理番号1について、井上会長代理の報告をお願いいたします。
井上会長代理	16番井上です。受人と渡人は、親子の関係で、受人は長男です。受人に子どもも誕生し、農業を手伝うとのことで親の自宅の近所に住みたいとの希望があり、今回の許可申請になったそうです。申請地は、5-1をご覧ください。〇〇〇〇〇の西に位置しておりまして、住宅と太陽光発電施設に囲まれており、特に問題はないものと思います。みなさんの審議をよろしくお願います。
議長	整理番号1について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。
亀田委員	今回と同様なケースは、度々あります。その度に農地法の観点のみからの説明がありますが、実際には、調整区域に該当しますので、都市計画法の開発許可と密接に関連があります。それも合わせて説明していただければ、正確な情報が伝わって、議決行為が出来るものと思いますので、よろしくお願います。
議長	事務局から補足説明をお願いします。
局長補佐	申請地は、都市計画法第34条第11号に該当しますので、第2種低層住居地域と同様な開発が可能となっております。今回の自己用住宅についても、開発可能となっております。
議長	<p>ほかに、質疑ございますか。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請については、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p>

	<p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号2を説明いたします。11ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、賃貸借権です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、武政委員でございます。</p> <p>申請地は、14ページをご覧ください。5-2については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請人所有の第3種農地の転用によって代替できる場合は、転用できませんが、本申請人は、第3種農地を所有していませんので、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号2について、武政委員より報告をお願いいたします。</p>
武政委員	<p>19番武政が報告させていただきます。14ページの5-2をご覧ください。美里町との境界付近で、ちょうど三角の形になっているところです。現況では、立木がありますが、下はきれいになっておりました。公共地かと思いました。立木を伐採し、太陽光パネルの設置工事をするという転用申請です。周辺農地への影響は、ありませんので、みなさんの審議をよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号2について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号2の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号3について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号3を説明いたします。11ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町八幡山地内の田1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、賃貸借権です。申請事由は、太陽光</p>

	<p>発電施設用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、宮部委員でございます。</p> <p>申請地は、15ページをご覧ください。5-3については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請人所有の第3種農地の転用によって代替できる場合は、転用できませんが、本申請人は、第3種農地を所有していませんので、許可相当になるものと思われま。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われま。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号3について、宮部委員の報告をお願いいたします。</p>
宮部委員	<p>3番宮部です。5-3の図をご覧ください。申請地は、細長い形をしておりまして、現地を確認しましたら、少し草が生えている状況でした。周辺農地に影響は、ないものと思いまるので、みなさんの審議をよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号3について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号3の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号4について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>整理番号4を説明いたします。11ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、西富田地内の畑6筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、建売分譲住宅用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、杉田委員でございます。</p> <p>申請地は、16ページをご覧ください。5-4については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請人所有の第3種農地の転用によって代替できる場合は、転用できませんが、本申請人は、第3種農地を所有していませんので、許可相当になるものと思われま。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われま。以上でございます。</p>

議長	整理番号4について、杉田委員より調査報告をお願いいたします。
杉田委員	4番杉田です。5-4の図をご覧ください。先程の3条許可申請農地の隣の畑6筆になります。現地を確認したところ、草が膝丈ほど伸びている状況です。周辺は、建売住宅での開発が盛んに行われておりますので、特に問題はないものと思います。みなさんの審議をお願いいたします。
議長	整理番号4について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。 (なし、の声) それでは、お諮りいたします。整理番号4の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声) ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。 次に、整理番号5について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局長	整理番号5を説明いたします。11ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町共栄地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、工場用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、林委員でございます。 申請地は、17ページをご覧ください。5-5については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請人所有の第3種農地の転用によって代替できる場合は、転用できませんが、本申請人は、第3種農地を所有していませんので、許可相当になるものと思われま。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われま。以上でございます。
議長	整理番号5について、林委員より調査報告をお願いいたします。
林委員	18番林です。渡人からの聞き取り調査及び申請地の現地調査を行いました。渡人は、私の近所で、親が10年位前に亡くなり、自身は会社員でして、農業はしていない状況です。5-5の図をご覧ください。申請地は、畑2筆になります。点線部分の全体が工場の計画地になるものと思いま。申請地は、相続後は農地として貸していたとのこと。受人から話があり、6月からは貸付農地を引き上げたそうです。みなさんの審議をよろしく願いま。
議長	整理番号5について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。

	<p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号5の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号6について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>整理番号6を説明いたします。11ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町金屋地内の田1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、敷地拡張用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、高橋清一郎委員でございます。</p> <p>申請地は、18ページをご覧ください。5-6については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、本申請は、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものの転用ですので、第1種農地転用の例外により、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号6について、高橋清一郎委員より調査報告をお願いいたします。</p>
高橋清一郎委員	<p>21番高橋です。報告いたします。渡人と受人は、親子です。5-6の図をご覧ください。点線部分が宅地で、すでに建物があり、その南部分が駐車場です。今回の申請地は、敷地拡張用地ということですが、駐車場が不足していることから、転用申請となったものです。環境上の問題として、周辺農地への影響はないものと思われますので、みなさんの審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号6について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号6の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p>

	<p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号7について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>整理番号7を説明いたします。12ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町高柳地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、田端会長でございます。</p> <p>申請地は、19ページをご覧ください。5-7については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請人所有の第3種農地の転用によって代替できる場合は、転用できませんが、本申請人は、第3種農地を所有していませんので、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号7について、私より調査報告をいたします。5-7の図をご覧ください。〇〇〇〇〇の南側に位置しています。申請地の東隣は、以前に転用申請が提出され、現在は、太陽光発電施設になっております。したがって、今回の申請地についても、特に問題はないものと思いますので、みなさんの慎重審議をよろしくお願います。</p> <p>整理番号7について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号7の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号8の審議ですけれども、整理番号9及び10の2件と受人、申請地、権利区分及び申請事由が同一のため、整理番号8から10までの3件について、一括して事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>整理番号8を説明いたします。12ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町宮内地内の畑3筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、清水会長代</p>

	<p>理でございます。</p> <p>次に、整理番号9を説明いたします。同じく12ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町宮内地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、清水会長代理でございます。</p> <p>次に、整理番号10を説明いたします。同じく12ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町宮内地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、清水会長代理でございます。</p> <p>申請地について、説明しますので、20ページをご覧ください。5-8、5-9及び5-10については、いずれも農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請人所有の第3種農地の転用によって代替できる場合は、転用できませんが、本申請人は、第3種農地を所有していませんので、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、整理番号8から10の3件とも、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号8から10までについて、清水会長代理より調査報告をお願いいたします。</p>
清水会長代理	<p>14番清水です。申請地周辺は、以前にも転用申請が提出された場所として、昔は砂利を採取していたところでした。申請地は、おそらく一時転用により、砂利を採取していたところだと思います。一時転用ですので、期限になれば農地に戻して返すわけですがけれども、今回は戻さずに、太陽光発電施設用地として転用したいとの許可申請が提出されたものと思います。農地所有者としても、農地に戻してもらっても、致し方ないということだと思います。周辺農地への影響はないものと思いますので、みなさんの審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号8から10までについて、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号8から10までの許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p>

	<p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、3件とも許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、第53号議案本庄農業振興地域整備計画及び本庄農業振興地域の農業の振興に関する計画の変更についてを上程いたします。事務局より説明願います。</p>
<p>事務局長</p>	<p>第53号議案を説明いたしますので、21ページをご覧ください。第53号議案 本庄農業振興地域整備計画及び本庄農業振興地域の農業の振興に関する計画の変更について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項及び第4条の4第1項第27号イの規定により、本庄市長から意見を求められたので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、本庄農業振興地域整備計画及び本庄農業振興地域の農業の振興に関する計画について、別冊のとおり変更することについて意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>本議案については、農用地利用計画の変更に係る申出書が本庄市長へ提出された案件について、本庄市農業振興整備促進審議会で審議する前に、農業委員会や土地改良区などの関係機関に意見を求め、当該計画の変更が適切かどうかの協議をして、その意見を本庄市長に回答するものです。</p> <p>申出内容については、別冊の1ページ及び2ページをご覧ください。今回の申出内容は、農用地区域からの除外案件4件でございます。</p> <p>本庄市のすべての農用地は、国営神流川かんぱい事業の受益地となっていることから、平成26年度から8年間は、原則、除外が認められなくなりましたが、農業と集落地域の振興を図るため、農家住宅など集落の連たん性のある地域で、法の定める基準にしたがって、例外的に認めることとなっています。今回の申出については、この例外に該当する分家住宅4件となっておりまして、いずれの場所も農地の縁辺部や集落に接しており、農業に関する公共投資により得られる効用に著しい支障を及ぼすおそれがない土地であると認められます。</p> <p>申出内容の詳細を説明します。まず、事案番号1を説明いたしますので、4ページをご覧ください。事案番号1の農用地利用計画の変更に係る申出書でございます。土地所有者・事業計画者の住所氏名は、記載のとおりです。申出地は、仁手地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。変更目的は、分家住宅の建設です。5ページをご覧ください。こちらは、変更後の使用目的に係る資料でございます。事業計画、当該土地を選定した理由及び経</p>

緯は、記載のとおりです。当該土地に係る土地基盤整備事業等の概要は、該当ありません。関係法令に基づく許認可等は、農地法第5条の許可及び都市計画法第29条の許可となっております。8ページが位置図になります。9ページが付近案内図となりまして、農地の縁辺部であり、東側で住宅と接しております。12ページが事業計画図となります。

次に、事案番号2を説明いたしますので、14ページをご覧ください。土地所有者・事業計画者の住所氏名は、記載のとおりです。申出地は、西五十子地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。変更目的は、分家住宅の建設です。15ページをご覧ください。こちらは、変更後の使用目的に係る資料でございます。事業計画、当該土地を選定した理由及び経緯は、記載のとおりです。当該土地に係る土地基盤整備事業等の概要は、該当ありません。関係法令に基づく許認可等は、農地法第5条の許可及び都市計画法第29条の許可となっております。19ページが位置図になります。20ページが付近案内図となりまして、申出者の所有農地のうち、当該土地が一番農地の縁辺部にあり、農業に関する公共投資により得られる効用に著しい支障を及ぼすおそれがない土地であると思われ、また、西側で住宅と接しております。23ページが事業計画図となります。

次に、事案番号3を説明いたしますので、25ページをご覧ください。土地所有者・事業計画者の住所氏名は、記載のとおりです。申出地は、児玉町秋山地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。変更目的は、分家住宅の建設です。26ページをご覧ください。こちらは、変更後の使用目的に係る資料でございます。事業計画、当該土地を選定した理由及び経緯は、記載のとおりです。当該土地に係る土地基盤整備事業等の概要は、該当ありません。関係法令に基づく許認可等は、農地法第5条の許可となっております。28ページが位置図になります。29ページが付近案内図となりまして、農地の縁辺部であり、北側で住宅と接しております。32ページが事業計画図となります。

次に、事案番号4を説明いたしますので、34ページをご覧ください。土地所有者・事業計画者の住所氏名は、記載のとおりです。申出地は、児玉町入浅見地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。変更目的は、分家住宅の建設です。35ページをご覧ください。こちらは、変更後の使用目的に係る資料でございます。事業計画、当該土地を選定した理由及び経緯は、記載のとおりです。当該土地に係る土地基盤整備事業等の概要は、児玉南部及び九郷阿保領となっております。関係法令に基づく許認可等は、農地法第5条の許可となっております。38ページが位置図になります。

	<p>39ページが付近案内図となりまして、農地の縁辺部であり、西側で住宅と接しております。42ページが事業計画図となります。</p> <p>以上で本議案の事案番号1～4すべての説明を終わります。</p>
議長	<p>第53号議案について、皆様から何かご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。第53号議案について、原案のとおり変更することにご異義ございませんか。</p> <p>(異義なし、の声)</p> <p>それでは、原案のとおり変更することについて同意といたします。</p> <p>続きまして、報告に入ります。</p> <p>まず、報告第31号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第31号を説明いたしますので、22ページをご覧ください。報告第31号農地法第3条の3の規定による届出について、農地法第3条の3の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、23ページ及び24ページをご覧ください。専決処分件数は、6件です。相続等により農地を取得した場合は、遅滞なく農業委員会へ届け出なければならないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第32号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第32号を説明いたしますので、25ページをご覧ください。報告第32号農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、農地法第4条第1項第7号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、26ページをご覧ください。専決処分件数は、2件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにする場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ることで県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第33号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第33号を説明いたしますので、27ページをご覧ください。報告第33号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、農地法第</p>

	<p>5条第1項第6号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、28ページ及び29ページをご覧ください。専決処分件数は、9件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにして、所有権の移転などをする場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ることで県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただきたいと思います。</p> <p>以上で、報告を終了いたします。</p> <p>皆様のご協力により、本日の付議事件は、すべて終了いたしました。この際、暫時休憩いたします。</p>
(15:05)	休 憩
(15:20)	
議長	<p>休憩前に引き続き、総会を再開いたします。</p> <p>委員の皆さまからその他で何かありましたら、挙手により発言していただければと思います。</p>
池田稔委員	<p>農業委員報酬から旅行費と慶弔費が天引きされていると思いますが、農業委員になりまして1年数ヶ月経過しますけれども、会計報告の予定があるのか説明していただきたいと思います。</p>
議長	<p>旅行費については、昨年末に忘年会を兼ねて行った親睦旅行に支出しておりますので、その際に、会計報告をみなさんへ報告してあると思います。慶弔費については、任期満了までの途中では、報告していません。このような要望があるようでしたら、今回の旅行の会計報告に合わせて、慶弔費も任期途中でありますけれども、会計報告を事務局にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
事務局長	<p>かしこまりました。今回の旅行の会計報告に合わせて、慶弔費についても、途中の報告をいたします。</p>
議長	<p>ほかに委員の皆さまから、何かございますか。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>ないようですので、ここで議長の座を降ろさせていただきます。ありがとうございました。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。事務局からその他の連絡事項を報告させていただきます。5点報告をさせていただきます。</p>

まず、1点目です。11月総会の開催予定です。11月25日（金）午後2時から、市役所大会議室において、開催予定でございます。

次に、2点目です。農業者年金加入推進活動についてです。活動趣旨ですが、平成28年度加入推進活動計画、こちらは6月総会時に策定したものですけれども、その計画中6の戸別訪問の実施計画に基づいて、すべての農業委員さんで活動するものとなっております。活動内容ですが、加入対象者名簿の登載者、こちらは、6月策定時には、219人でしたが、既に加入済みの方や年齢60歳到達者など微調整いたしまして、199人を担当委員ごとに配分いたしました。担当委員ごとの加入対象者名簿をお手元に配付してございます。名簿登載者が多い方で、18人で、少ない方は0人となっております。明日から11月総会の前日までに、戸別訪問を実施し、農業者年金の制度説明をして、加入を勧めていただきます。また、加入対象者名簿に登載されていない農業者でも、結構ですので、加入推進をお願いいたします。農業者年金に加入するかしないかは、農業者の自由ですが、少なくとも農業者年金制度の有利性を知らなかったという農業者をなくしたいと考えております。お手元に配付してあります白い手さげ袋に農業者年金パンフレットを同封してありまして、農業委員さん分も含まれていますので、一読いただき、戸別訪問時にご活用ください。活動報告ですが、別紙の記録簿に所定事項を記入して、11月総会時に報告いただきたいと思います。加入見込みのある農業者の方には、来年1月開催予定の加入検討者説明会の案内状を送付いたします。

次に、3点目です。全国農業者新聞購読の推進についてです。活動趣旨ですが、全国農業委員会会長大会での決議「全国農業新聞で農地利用の最適化達成を目指す3ヵ年運動」による活動となっております。その決議では、向こう三軒両隣に声がけをとの個々具体的な活動が示されております。活動内容ですが、農業者年金加入対象者名簿登載者への戸別訪問時に農業者年金の加入と併せて、農業新聞の購読を勧めていただきます。各担当委員さんには、名簿登載者のほか5軒に、購読を勧めていただきます。向こう三軒両隣ということとなっております。その際の配付物ですが、全国農業新聞リーフレット兼購読申込書、ボールペン、軍手、冷凍保存バッグとなっております。名簿登載者人数が多い担当委員は、白い手さげ袋が2つとなっておりますので、ご注意くださいと思います。リーフレットの裏面が購読申込書となっておりますので、戸別訪問時に所定事項を記入し、申し込みいただける方については、その場で申込書を預かり、11月総会時に事務局へ提出ください。後日の申込みを希望される方について

	<p>は、担当委員さんが預かるか、農業委員会事務局へ提出いただきますようお願いください。</p> <p>次に、4点目です。遊休農地の担い手情報についてです。活動趣旨ですが、埼玉県本庄農林振興センター主催の遊休農地対策地域推進会議において、担い手情報を農業委員会に協力依頼されたものでございます。活動内容ですが、担当委員ごとに遊休農地一覧表をお手元に配付してございます。この一覧は、昨年度の遊休農地利用意向調査において、農地中間管理事業を利用したい旨を回答された農地でございます、総数300筆となっております。それらの農地一筆ごとの担い手に関する情報を協力依頼されたものです。具体的には、既に農業委員さんが把握している情報のうち、一生懸命に取り組んでいて、耕作面積を拡大しようとしている農業者がいるかどうか、また、遊休農地が解消され耕作可能農地になれば担い手になっても良いと思っている方がいるかどうか、あるいは担い手自らが遊休農地を開墾してでも借りたいと思っている方がいるかどうか、こんな担い手情報を報告いただきたいということでございます。担い手になりそうな方がいらっしゃいましたら、遊休農地一覧表を提示してもらい、どの筆なら担い手になりそうか確認いただき、住所氏名と連絡先を記入して、11月総会時に報告ください。本庄農林振興センターからは、既に把握済みの担い手情報での対応で構わないということです。したがって、地域の農業者から直接、担い手情報を入手するなどの活動をお願いするものではないということです、ご協力をお願いいたします。その会議には、農業委員会のほか、農政課、埼玉ひびきの農協、埼玉県農林公社が構成員となり、それぞれから担い手情報を集めて、12月中旬には、第2回の会議が開催予定となっております、一筆二筆でも遊休農地を解消したいとのことでございますので、ご協力をお願いいたします。</p> <p>最後に、5点目です。その他として、田端会長の11月総会までのスケジュールを記載させていただきました。</p> <p>以上で、その他連絡事項を終了いたします。</p> <p>最後に、閉会の言葉を井上会長代理をお願いいたします。</p>
井上会長代理	<p>慎重審議ありがとうございました。</p> <p>以上で、平成28年第10回本庄市農業委員会総会を閉会いたします。</p>

平成28年第10回本庄市農業委員会総会出・欠席者名簿

開催日	平成28年10月25日(火)						
開催場所	本庄市役所 大会議室						
開会時刻	午後2時						
閉会時刻	午後3時50分						
会長	田端 講一						
会長代理	清水 茂則 ・ 井上 孝						
議席番号	農業委員氏名	出欠状況	議事録署名人	議席番号	農業委員氏名	出欠状況	議事録署名人
1	津久井伊知衛	出席		20	亀田 伸一郎	出席	
2	飯島 和憲	出席		21	高橋 清一朗	出席	
3	宮部 延一	出席		22	小暮 明男	出席	
4	杉田 康隆	出席		23	小山 文子	出席	
5	浅見 精治	出席		24	庄田 榮	出席	
6	小川 忠	欠席		25	堀口 隼雄	出席	
7	俣田 裕	出席		26	池田 稔	出席	
8	長沼 茂夫	出席		27	田端 講一	出席	
9	松本 健治	出席		28	金井 一吉	出席	
10	細野 林之助	出席	○	29	高橋 博	出席	
11	奥原 定雄	出席	○	30	欠 番		
12	金井 裕	出席		31	福島 清次	出席	
13	細野 俊文	出席		32	福田 光男	出席	
14	清水 茂則	出席		33	池田 芳野	出席	
15	塩原 英彦	出席		34	関根 道夫	出席	
16	井上 孝	出席		35	間正 始	出席	
17	坂本 静枝	出席		36	関根 延一	出席	
18	林 秀信	出席		37	荻野 浩	出席	
19	武政 恒雄	出席					

説明員

事務局長	飯塚 正英
局長補佐兼農地係長	中西 稔彦
主査	中村 真敏

書記

主査	中村 真敏
----	-------